

福島県原子力災害広域避難計画（第四版）改定の概要

1 改定のポイント

いわき市の避難先について、未定であった西方向への県外避難について、新潟県を記載するもの。

2 具体的内容

（1）いわき市の西側への避難先（県外）の明記

- ・ 県内原子力発電所と東海第二原子力発電所との同時発災を考慮し、全市民が「西方向に避難する場合の避難先を「県内市町村及び新潟県」とする。
- ・ 新潟県への避難について、避難先市町村名を記載する。

（2）「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」策定の明記

- ・ 保健福祉部で策定した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を通し、県が病院等個別の避難計画策定を促進する旨を記載する。

3 その他軽微な修正

- ・ 用語の修正（要援護者→要配慮者） ※地域防災計画の表現と合わせる
- ・ 福祉避難所設置市町村数の変更 ※平成28年9月現在に時点修正

4 参考資料の修正

- ・ 新潟県避難先市町村の記載
- ・ 茨城県避難先市町村毎の避難人数を記載
- ・ 福祉避難所一覧の時点修正

5 改定時期

平成28年12月15日（木）